

令和5年度第1回武蔵野市情報公開・個人情報保護審議会 会議要録

日 時：令和5年6月1日（木） 午後6時30分から8時30分まで
場 所：市役所西棟 413会議室
出席委員：7人

会議内容の要点

次のとおり（ただし、議事の概要を記載した要点筆記とする。）

1 委嘱状の交付

2 市長あいさつ

3 委員の自己紹介

4 情報公開・個人情報保護審議会条例及び情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則について

〔事務局より、資料を元に本審議会の設置及び運用の根拠となる条例及び規則について説明を行った。〕

5 議事

(1) 会長の互選及び会長職務代理者の指名について

〔委員の互選により、浅羽委員が会長に就任することとなった。続いて、浅羽会長の指名により、有村委員が会長職務代理者に就任することとなった。〕

(2) 会議の運営について

〔事務局より、資料を元に本審議会の具体的な運営について、審議会の公開・非公開、議事要録の作成及び公開、傍聴の可否並びにこれらの基準の制定、次回以降の審議会の開催方法等について説明を行い、その後次のとおり議論があった。〕

【事務局】 〔説明〕

【会長】 説明ありがとうございました。ただいまの事務局からの説明について質問や意見等がありますか。

【委員】 私は元々旧個人情報保護審議会の委員でしたが、旧情報公開委員会において傍聴の実績はあったのでしょうか。

【事務局】 情報公開委員会の傍聴については、市報に掲載し、開催前日を申込期限としていました。これまでの約10年間で、3、4人程度の実績がありました。

情報公開委員会では、開示請求等の事案については傍聴人からは資料を回収する、又はそもそもお渡ししないという運用をしていました。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 会議の開催方法について、オンラインをベースにするか、対面をベースにするかについては、今ここで議論して決めるということでしょうか。

【事務局】 どちらの方法をベースにしても開催は可能です。以前の情報公開委員会及び個人情報保護審議会については、オンライン開催の発端は新型コロナウイルスの感染拡大に対応するためでした。感染が縮小傾向になることに伴い、対面形式に戻すという流れもありますが、現時点では対面を原則とするのか、それともオンラインを原則とするのかというのは、どちらもあり得るものと思われます。よって、委員からどちらかが望ましいということであれば、事務局としても、それに沿って対応したいと思います。

市民活動推進課が事務局を行っている別の委員会では、対面で開催している委員会もありますし、一方でオンライン開催の方がよいとして、オンラインを原則として開催している審査会もあります。

この審議会自体は、できるだけ多くの方に参加いただきたいと思いますので、オンラインとのハイブリッドの形が望ましいと考えています。ただし、旧個人情報保護審議会との違いということになりますが、旧情報公開委員会と統合したという位置付けから、会議自体は基本的に公開であるべきではないかと考えております。

その中で、個人情報保護という観点から、具体的な審議内容等を明らかにすべきでないということもありますので、例えばそういった案件についてはクローズドで、傍聴をお断りして非公開で行うという選択肢もあると考えています。その場合には、非公開の審議等の際に、傍聴者に退出してもらう等の運用が想定されます。

別の公開の会議においては、傍聴もオンラインでできるような形になっているものもありますが、現時点でそこまで広げるには問題がある部分もありますので、その辺りについてもご意見をいただき、最終的にこの審議会の会議をどのように運営していくか、また、傍聴を認める場合にどのような方法で取り扱うかということについてご意見をいただければと思います。

【委員】 私は旧個人情報保護審議会の委員をさせていただいており、今回新審議会の委員として役割が大きく変わりますが、旧情報公開委員会から引き続く役割に関して、毎回議題として何らか上がってきて審議をするのか、個人情報保護関係の報告自体は毎回ある想定なのかどうか伺いたい。

【事務局】 後ほど本審議会の進め方についてはご説明いたしますが、委員の質問に関して、旧個人情報保護審議会では、諮問された議題について、それぞれの案件における個人情報の取扱いをしてよいかという判断をしていただくという性質の会議体でした。本審議会においては、そのような議題となることはかなり限定的であり、条例改正に関する内容や、内部規律を定めるということについての諮問しかできなくなりますので、具体的な事案については、報告を中心とした会議体というイメージを持っていたいただければと思います。

情報公開委員会では、開示請求に対する決定がなされた事案について、具体的な内容や件数、開示決定期限の延長を行ったもの、存否応答拒否とした事案等の報告を行っておりました。

情報公開については、後ほどまた説明しますが、市の広報等で積極的に公開するものと、市民等からの求めに応じて公開していくもののがあって、市民等からの求めに応じて情報提供するものは特に問題ありませんが、市としては求めがあっても積極的に公開したくないという案件はありますので、そういうものについても条例上の非開示事由に当たらなければ、それは行政として開示しなければいけないという考えから開示請求制度があり、情報公開条例が存在していることになります。そのような位置付けから、開示請求への対応状況についての報告を行うものです。

【委 員】 資料でいうと、資料14のような報告をここでしていただくということによいでしょうか。

【事 務 局】 後ほどの議事でも説明しますが、必ず報告しなければいけないことになっている事項もありますので、それらの報告を行ったうえで、各委員からご意見等を伺うという流れを想定しております。

【委 員】 ありがとうございます。

【委 員】 会議の形式の話に戻りますが、旧個人情報保護審議会の際には、新型コロナウイルスがきっかけでオンライン開催となり、実質的にはオンラインと対面とのハイブリッドだったと思いますが、特に不都合はなかったと思っています。ハイブリッドとした場合において、本審議会において考えられる不都合はありますか。先ほどオンラインでの傍聴もあり得るということでしたが、システムの障害もないような気がします。事務局として、何か不都合なことは想定されていますか。

【事 務 局】 今回、審議会の運営について提案するにあたり、そのような点について内部的に検討したところです。ハイブリッドの場合は傍聴の準備が大変なので、各委員からの意見を踏まえつつ、傍聴について体制を整えていきたいと考えています。

【委 員】 これまでの傍聴は、市役所に来ていただいていたということによろしいでしょうか。

【事 務 局】 旧情報公開委員会が早い段階でオンラインから対面に戻りましたので、傍聴に来られた方は全て対面による会議のときであったものですから、今後、傍聴がある場合は、事務局としては初めてオンライン会議で傍聴を受け入れることになります。

【会 長】 まず、各委員においては、オンラインへの対応が可能かどうか前提となりますが、もし様々な事情でオンラインでの参加は厳しいという委員の方がいると、オンライン開催のみという開催方法は選択肢から外さざるを得ないと思います。

【事 務 局】 そのような方がいらっしゃるのであれば、市役所に来ていただいて事務局職員とともにハイブリッドの形で参加し、残りの委員の方は適宜オンラインで参加するといった方法でよいと思います。旧個人情報保護審議会の運営はそういう形で行っておりました。

【会 長】 もしハイブリッドで開催するとなると、傍聴もハイブリッドでやれるようにする

かどうかまで考えないといけないということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。現時点での想定としては、事務局と委員がいる部屋とは別に、もう一つ部屋を用意し、そこに端末を準備して傍聴してもらうという方法を考えています。

ハイブリッドであれば、市役所等で会を開くことになり、基本的には会場が用意されているので、傍聴希望者については、会場に直接お越しいただき傍聴していただくこととなります。

仮に、全面的にオンライン開催となる場合には、庁内の他の事例を参考にし、例外となる非公開部分の対応が技術的に可能かどうかという点について、あらためて事務局で検討させていただきたいと考えております。

【会長】 色々と懸念があるという点等も含めて、もし追加の質問がなければ、皆様に意見をいただきたいと思います。個人的な理由でも全般的な理由のどちらでもよいので、オンラインのみの開催方法はよくないのではないかという意見の委員はいらっしゃいますか。

【委員】 できれば、ハイブリッドによる開催を希望します。他の庁内の色々な委員会にも出席しておりますが、いずれも説明いただいたようなハイブリッドの方法でした。私は、基本的には会場に出席するという形を取っていましたが、確かに、傍聴の方は別の部屋にいる場合もありましたし、同じ部屋に入ってくるという場合もどちらもありました。

基本的に、お見せできない資料というのは配布していませんでしたし、委員等であっても、この資料は回収しますというものについては帰るときには返却して帰るというやり方の会議に参加をしていたので、私はそのような方法でもよいと思います。

【事務局】 ありがとうございます。

【会長】 一方で、対面ではないほうがよいという委員はいらっしゃいますか。対面の方法のよいところがあるというのも事実としてあり、私も教授会等をやっていて痛感しているところではあります。

【委員】 これまでの経験として、オンライン開催の方法で助かったのは、市役所まで来る時間が少なくて済むということと、会議に参加しやすかったということがあります。先ほど申し上げたように、対面でなければいけないということはないと思いますので、対面を原則とするということでもなくてもよいのではないのでしょうか。

【会長】 ほかの委員の先生方はいかがでしょうか。

【委員】 毎回、この審議会は今開催のような時間帯からが多いのでしょうか。行き帰りの時間が夕方から夜にかけてとなるため、家のこと等を考えましたら、ハイブリッドというか、オンラインの可能性も考えていただけると大変ありがたく、参加しやすく思います。

【会長】 そうしますと、おそらく事務局としてはハイブリッドによる方法が一番大変な準備だと思いますが、委員の利便性等々を含めて、まずは各委員の出席のしやすさを

念頭に置くとすると、対面のほうが出席しやすいという方もいれば、オンラインのほうが参加しやすいという方もいるようなので、ハイブリッドの方法が最も適切だと思います。各委員はいかがでしょうか。原則ハイブリッドという方向で、その上で傍聴の方をどうしようかを次に考えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔委員全員の同意あり〕

【会 長】 ありがとうございます。では、その方向で対応をお願いします。

傍聴に関しては、かなり技術的な問題があるようですので、事務局のほうでよい案を考えていただき、実際に運営をしていただくということで、各委員いかがですか。積極的に傍聴はこうあるべきというようなものがあれば、意見を頂戴したい。

【委 員】 もし場が設定されるということであれば、別室にて傍聴ということでもよいのではないのでしょうか。同じ部屋ですと、なかなか議論がうまくいかず、影響が出るということもあると思われます。技術的にどちらがよいかという事情はあると思いますので、技術的に大変でなければということになりますが、そのような形でいかがかなと思います。

【委 員】 これまでの話しにはありませんでしたが、傍聴自体がオンラインでもよいということになる場合ですが、例えば傍聴する方が自宅からオンラインで参加するという方法は認めないということによろしいですか。

【事 務 局】 実は、自宅から傍聴を認めている会議もありますが、通常、傍聴される場合には録音・録画等は禁止をしており、来庁しての傍聴であれば、事務局としても管理ができます。しかし、自宅からオンラインで傍聴ということとなると、オンライン会議のソフトウェアの設定で録音・録画等ができないようにしても、例えば、スマートフォンで撮影するとか、デスクトップの画像自体を撮るといったようなことができてしまいますので、そこについては慎重に対応したいと思っています。

【委 員】 わかりました。

【事 務 局】 オンライン会議での悩ましい問題として、個人情報を取り扱うような場合は、自分たちの管理下でないところから会議に参加するということは認めづらいという難しさがあります。

そうはいつでも、委員及び事務局職員以外の第三者がオンライン会議に参加するとき等のように、決められたルールを守ってもらうということで参加してもらうという考え方もあります。しかし、セキュリティ上の問題を考えると、例えば画面を丸ごと録画するソフトウェア等もあり、音声も自由に録音できてしまいますので、そのような懸念事項について検討していかなければいけないと考えています。

例えば、Z o o mを利用する場合ですが、ソフトウェアの機能で録画をしなければエンド・ツー・エンドで暗号化ができ、セキュリティレベルが高くなりますので、個人情報を取り扱う会議については、そのような方法でZ o o mの利用を認めています。

【会 長】 それでは、会議の開催方法としてはハイブリッドで行い、傍聴に関しては原則来庁していただくという方向で調整し、どうしてもオンラインでないと傍聴できない何か特別な事由があり、かつ、それに応えるべきといったような事情があるのであれば、また本審議会で検討するということでよろしいでしょうか。

〔委員全員の同意あり〕

【会 長】 それでは、本件については、会議の細かい運営はこのようなやり方で行うとともに、管理運営のルールそのものに関しては、資料にある「情報公開・個人情報保護審議会の運営に関する確認事項」のとおり運営するということがよろしいでしょうか。

〔委員全員の同意あり〕

【会 長】 ありがとうございます。それでは、このような形で運営していきたいと思います。ちなみに、傍聴人の数は、申込み順で10人までということになっておりますが、それ以上の人数からの申込みがあった場合は、オンライン傍聴を認めるということを考える必要があるかもしれませんが、先ほどの委員からの質問で、従来の傍聴の希望の数等から見ても、このような運用は差し支えないと私自身も思っております。それでは、このようなやり方で進めてまいります。よろしくお願いします。

(3) 本市の情報公開・個人情報保護制度について

〔事務局より、資料を元に情報公開・個人情報保護制度について、関係法令及び条例等と、これらに基づく本市の情報公開制度及び個人情報保護制度に関する説明を行った。〕

(4) 令和5年度情報公開・個人情報保護審議会の議題（案）について

〔事務局より、資料を元に令和5年度情報公開・個人情報保護審議会の議題の案について、定例的な議題としての開示請求並びに審査請求の内容・件数及び処理状況の報告、C I Mコラムの掲載内容の検討について説明を行い、その後次のとおり質問があった。〕

【事務局】 〔説明〕

【委 員】 C I Mコラムの執筆者に関して、それぞれの担当課の方が書かれるということでしょうか。

【事務局】 掲載するテーマが決まりましたら、市民ライターとしてお願いしている方が3人いるのですが、その方々に輪番で執筆をお願いし、テーマに関する資料を渡すとともに、担当課の職員に取材する機会を設け、取材後に原稿を作成いただき、校正後掲載しております。

旧情報公開委員会において、今後のC I Mコラムの在り方についても議論しまし

たが、市民が委員として参加する会議体で、ある程度掲載テーマを検討し決定したうえで、それを市民ライターが取材するというこれまでの形式は、何らかの形で継続していくほうがよいという意見がありました。事務局としては、新たな本審議会で取り扱うとなると、少し堅めな審議となることも想定したうえで、各委員に提案させていただいております。

つまり、本審議会の委員の皆様や市の職員が執筆するというわけではありません。市の職員が作成する広報物に比べると、柔らかな書き振りになっているということがC I Mコラムの特徴の一つです。

【会 長】 各委員からテーマ案を提案してほしいということでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。旧情報公開委員会においては、事務局として一定程度テーマ案を準備しつつ、各委員から提案されたテーマ案を中心に採用してきたところです。委員からの提案でテーマ案が埋まることが理想的ですが、当初はなかなか難しいと思いますので、一定程度事務局からテーマ案をお示ししつつ、ぜひ各委員からもテーマ案としてご提案いただければと思います。

【会 長】 よろしいでしょうか。ぜひ武蔵野市の行政に関わることで面白いテーマはないかということで、ぜひ提案をしていただきたいということでした。よろしくお願いします。

[続いて、事務局より資料を元に、旧個人情報保護審議会に対して諮問するとしていた事項に関する本審議会への報告について、その類型、報告方法等に関する説明を行った。]

(5) その他

[次回の開催日について、令和5年8月1日から同月10日までの間で、午後6時30分から開催することとした（その後、令和5年8月3日（木）午後6時30分からハイブリッド形式で開催することとした。）。

以上